
参考資料

- 1 第2次宮古島市総合計画策定の経緯
- 2 第2次宮古島市総合計画基本構想について：諮問・答申
- 3 第2次宮古島市総合計画基本計画について：諮問・答申
- 4 第2次宮古島市総合計画に関する条例等
- 5 第2次宮古島市総合計画審議会委員名簿
- 6 市民アンケートの実施概要
- 7 中高生将来イメージ提案募集の実施概要
- 8 用語解説

1 第2次宮古島市総合計画策定の経緯

月 日	主 な 内 容
4月15日	◆第1回総合計画策定委員会開催 ・総合計画基本方針について検討、決定。 ・条例の改正を行い、基本構想を議会議決要件として提案することを決定。
4月26日	◆第2次総合計画の策定に関わる職員説明会の開催 ・第2次総合計画基本方針、策定スケジュール、第1次総合計画の基本計画検証作業について説明会を実施。
6月3日 ～30日	◆総合計画策定における中高生ニーズ調査の実施 ・市内の中学生・高校生へ「10年後の宮古島市の将来イメージ」と題して、市内中学校5校、高等学校4校にニーズ調査を実施。回答者は560名。
6月9日 ～10日	◆総合計画策定における各課ヒアリング開催 ・各課の総合計画についての認識や計画のあり方、各課が考える課題等についてヒアリングを実施。
6月16日 ～30日	◆総合計画策定における市民アンケートの実施 ・市民3,000人を対象にアンケート調査を実施。回答者は511人。
8月9日	◆第1回作業部会の開催 ・各課の課長級の職員で構成され、作業部会を6部会設置。基本構想までの構成や本市の取り組むべき【主要】課題について検討。
8月19日	◆第1回6部会長会議の開催 ・第1回作業部会での意見を踏まえ、本市の取り組むべき【主要】課題について、策定委員会へ報告する課題（案）の取りまとめ。
8月24日	◆第2回策定委員会の開催 ・総合計画の構成及び「はじめに」の構成における「本市の取り組むべき【主要】課題」について検討。
9月5日	◆第1回総合計画審議会の開催 ・委員25人による総合計画審議会を開催。「はじめに」の構成における「本市の取り組むべき【主要】課題」について審議。
11月8日	◆第2回作業部会の開催 ・基本構想全体について検討。
11月16日	◆第3回作業部会の開催 ・基本構想全体について検討。 ・基本計画の検討開始。
11月21日	◆第2回6部会長会議の開催 ・第3回作業部会での意見を踏まえ、策定委員会へ報告する「はじめに」から基本構想（案）の取りまとめ。
11月25日	◆第3回策定委員会の開催 ・「はじめに」から基本構想（案）について審議。
12月7日	◆第2回総合計画審議会の開催 ・「はじめに」から基本構想（案）について審議。
12月26日 ～1月10日	◆基本構想案についてパブリックコメントの実施 ・「はじめに」から基本構想（案）について市民意見の募集を実施。提案は1件。

月 日	主 な 内 容
1月10日	◆第4回作業部会の開催 ・基本計画について検討、策定委員会へ報告する基本計画の取りまとめを実施。
1月16日	◆第4回策定委員会の開催 ・パブリックコメントを踏まえ、基本構想全体の審議。 ・基本計画について審議。
1月24日	◆第3回総合計画審議会の開催 ・パブリックコメントを踏まえ、基本構想全体の審議。 ・基本計画の事前協議。
2月8日	◆第5回策定委員会の開催 ・基本計画について審議、取りまとめ。
2月14日	◆総合計画基本構想の答申 ・審議会会長より市長へ答申 ◆第4回総合計画審議会の開催 ・基本計画の諮問（基本計画について審議）
3月議会	◆総合計画基本構想について議会上程
3月27日	◆第5回総合計画審議会の開催 ・基本計画について審議、取りまとめ。
3月議会	◆総合計画基本構想 議会議決
3月29日	◆総合計画 基本計画の答申 ・審議会会長より市長へ基本計画の答申。



【総合計画策定委員会での審議の様子】



【総合計画審議会での審議の様子】



【総合計画 答申】

2 第2次宮古島市総合計画基本構想について:諮問・答申

宮古島市諮問第4号

宮古島市総合計画審議会

「第2次宮古島市総合計画基本構想」案について（諮問）

宮古島市総合計画審議会条例第2条第1項の規定により、第2次宮古島市総合計画基本構想（案）について諮問します。

平成28年9月5日

宮古島市長 下地 敏彦

宮 総 審 第 1 号

平成29年2月14日

宮古島市長 下地 敏彦 殿

宮古島市総合計画審議会
会長 下地 芳郎

第2次宮古島市総合計画「基本構想」について（答申）

平成28年9月5日付け宮古島市諮問第4号で諮問のあったみだしのことについて、別添（基本構想）のとおり答申します。

3 第2次宮古島市総合計画基本計画について:諮問・答申

宮古島市諮問第9号

宮古島市総合計画審議会

第2次宮古島市総合計画「基本計画」案について（諮問）

宮古島市総合計画審議会条例第2条第1項の規定により、第2次宮古島市総合計画基本計画（案）について諮問します。

平成29年2月14日

宮古島市長 下地 敏彦

宮 総 審 第 2 号

平成29年3月29日

宮古島市長 下地 敏彦 殿

宮古島市総合計画審議会

会長 下地 芳郎

第2次宮古島市総合計画「基本計画」について（答申）

平成29年2月14日付け宮古島市諮問第9号で諮問のあったみだしのことについて、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

審議の過程で多くの意見や提案がなされました。それらを踏まえ、総合計画が実効性のある計画となるよう取り組むとともに、今後の市政運営において生かされるよう要望します。

また、計画については、市民への周知徹底を図り、市民と協働のまちづくりを推進することを要望します。

4 第2次宮古島市総合計画に関する条例等

●地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

平成22年6月30日

条例第17号

改正 平成28年6月30日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づく形成協定又は形成方針及び市の総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

(平28条例28・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

●宮古島市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第25号

改正 平成18年6月30日条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宮古島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる必要な事項を調査審議する。

- (1) 宮古島市基本構想及び基本計画策定
- (2) 宮古島市国土利用計画策定

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他

(平18条例31・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18条例31・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会を開くことができない。

2 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要であると認めるときは委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は審議会の議決を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置き、市職員の内から市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(書記)

第11条 審議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は上司の命を受けて会務に従事する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長と協議の上市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

●宮古島市総合計画策定に関する規程

平成 17 年 10 月 1 日

訓令第 7 号

改正 平成 18 年 6 月 1 日訓令第 35 号

平成 19 年 3 月 28 日訓令第 7 号

平成 21 年 7 月 28 日訓令第 12 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 1 号

平成 23 年 4 月 1 日訓令第 6 号

平成 26 年 3 月 12 日訓令第 10 号

平成 28 年 5 月 16 日訓令第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、宮古島市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本市の将来の魅力あるまちづくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に沿って具体的な地域の発展、市民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた市の施策の大綱を市の行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、行政各部門間の相互の有機的関連を図るとともに関係諸団体と連絡協調を保ちつつ、長期的視点と広域的視野に立って総合的かつ計画的に、全体として秩序と調和のあるものとし、市の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第 4 条 基本構想の期間は 10 年とし、原則として 10 年を経過するごとに検討を加え、更に 10 年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第 5 条 基本計画の期間は 10 年とし、原則として 5 年を経過するごとに検討を加え、更に 5 年の計画として社会経済情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第 6 条 実施計画の期間は 5 年とし、単年度ごとに区分し、1 年度を経過するごとに検討を加えるものとする。

2 実施計画は、次のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(平 28 訓令 21・一部改正)

(総合計画策定委員会)

第 7 条 総合計画を策定するため、総合策定委員会（以下「委員会」という。）を置き、副市長、教育長、各部長、伊良部支所長、消防長、観光商工局長、振興開発プロジェクト局長及び政策参与で構成する。

2 委員長に副市長を、副委員長に企画政策部長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(平 18 訓令 35・平 19 訓令 7・平 21 訓令 12・平 22 訓令 1・平 23 訓令 6・
平 26 訓令 10・平 28 訓令 21・一部改正)

(基本構想基本計画及び実施計画案の作成)

第8条 基本構想及び基本計画は、市長が定める方針に従い、各課長等が長期的かつ総合的に描く未来像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した計画案に基づき、企画調整課長が総合調整して原案を作成する。

2 実施計画は基本計画に従い、これを実現するように各課長等が作成した計画案に基づき、企画調整課長が総合調整して原案を作成する。

(総合計画の決定)

第9条 総合計画は、委員会で策定した原案に基づき、市長が決定する。ただし、基本構想については、あらかじめ宮古島市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 1 日訓令第 35 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 28 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 7 月 28 日訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 12 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 16 日訓令第 21 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

●宮古島市総合計画策定要綱

平成 17 年 10 月 1 日

訓令第 8 号

改正 平成 28 年 5 月 16 日訓令第 22 号

1 趣旨

この訓令は、宮古島市の長期にわたる総合的な開発、振興計画の策定に必要な基本的事項を定めるものとする。

2 総合計画策定の理由

宮古島市の振興の基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画を策定する。

3 計画の名称

総合計画の名称は「宮古島市総合計画」（以下「総合計画」という。）とする。

4 計画の目標年次

本総合計画は、平成 29 年度を初年次とし、目標年次を平成 38 年度とする。ただし、基準年次は平成 27 年度とし、原則として 10 年を経過するごとに検討を加え、さらに 10 年の計画として策定する。

5 計画の構成

総合計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 基本構想（10 年 長期計画）

市の将来の目標及び目標達成のための基本的な施策を明らかにする。

(2) 基本計画（5 年 中期計画）

基本構想に沿って具体的な市の発展、市民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画

(3) 実施計画（5 年 中期計画）

基本計画で定められた市の施策の大綱を行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするための計画

6 計画の基本方針

市の総合計画は、国の各種計画、県の振興計画及び近隣市町村の開発計画と関連した広域的な方針を堅持すると同時に、市の自然的、経済的及び社会的条件の特殊性並びに現状と発展過程を適確に把握するとともに、市民の要望にこたえながら将来の動向を展望し、あわせてその相互の関係を分析して問題点を摘出し、実施計画策定への体系を確立する。

7 計画の性格

本計画は、科学性をもった広域的かつ長期的な行政執行の指針であって、市勢伸張の全体計画であり、市政の総合計画である。

8 計画の対象区域

総合計画策定時における本市の行政区域を対象とするが、特に広域的な配慮が必要とされるものについては、その内容において生活圈等の実態に即応して市域外の諸要素も充分考慮に入れる。

9 計画の主要内容

(1) 土地利用、地区整備の動向

(2) 緑、水環境の状況

(3) 気象の状況

(4) 人口及び労働力の動向

(5) 第 1 次産業の動向

(6) 第 2 次産業の動向

(7) 第 3 次産業の動向

(8) 所得の動向

(9) 交通通信体系、情報化の動向

(10) 居住環境、環境美化の状況

- (11) 自然環境、クリーンエネルギーの状況
- (12) 集落の状況
- (13) 医療、保険の状況
- (14) 保健、福祉の状況
- (15) 防災、救急、交通安全の状況
- (16) 教育、文化の状況
- (17) 人材育成、交流の状況
- (18) 行財政の状況
- (19) 広域行政の状況
- (20) その他本市の振興発展に関し必要な事項

10 計画策定と組織

- (1) 総合計画の策定は、市長の方針に従い、企画調整課が担当して、調整及び計画原案の立案に当たり、庁内計画策定組織の議を経て市長が決定するものとする。
- (2) 長期計画としての基本構想を決定するに当たっては、市民及び学識経験者の意見を求めるため、宮古島市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

11 計画の改訂

計画策定後も経済社会情勢等の変動に注意し、実績を通じ具体的に効果測定を行う等、計画の再評価をなし、計画の実効性の確保に努めるとともに、市長が計画と現実との間に著しい差が生じたと判断した場合は、計画の全部又は一部を改訂しなければならない。

12 議会の議決

市長は、基本構想を策定し、変更又廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 16 日訓令第 22 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

5 第2次宮古島市総合計画審議会委員名簿

※敬称略

部会名	氏名	所属	分野	備考
環境共生 ・健康福祉 (7名)	新村 一広	NPO 美ぎ島宮古島	環境	
	佐和田 勝彦	宮古森林組合	環境	副部会長
	下地 邦輝	宮古島環境クラブ	自然保護	
	上原 真理子	宮古保健所	保健	部会長
	宮城 好子	宮古島市食生活改善推進協議会	予防	
	饒平名 建次	宮古島市社会福祉協議会	福祉	
	竹井 太 下地 晃※	宮古地区医師会	医療	※H28.12.7日 変更
産業振興 (9名)	下地 芳郎	国立大学法人琉球大学	産業・観光	審議会会長
	玉那覇 通男	沖縄振興開発金融公庫	金融	
	砂川 恵助	宮古島商工会議所	商工	部会長 ・副審議会会長
	新里 政作 下地 盛智※	一般社団法人 宮古青年会議所	商工	※H29.1.24日 変更
	荷川取 ゆり子	(株)ティダファクトリ	特産品開発	
	池間 隆守	宮古島観光協会	観光	副部会長
	植田 修	沖縄県宮古農林水産振興センター	農林水産	
	下地 保造	沖縄県農業協同組合宮古地区本部	農業	
	長田 幸夫	沖縄県建設業協会宮古支部	建設	
教育文化 ・生活環境 ・住民自治 行政改革 (9名)	與那覇 高枝	宮古島市法人保育連盟	保育	
	池原 健治	宮古島警察署生活安全課	防犯	
	友利 正治	宮古地区PTA連合会	健全育成	
	大城 裕子	宮古島市文化協会	文化	副部会長
	長濱 博文	宮古島市体育協会	スポーツ	
	島尻 清子	宮古地区婦人連合会	男女共同参画	
	下地 政昭	宮古教育事務所	教育	
	本村 博之	宮古地区県立学校校長会	教育	
	村吉 順栄	行政経験者	行財政改革	部会長

6 市民アンケートの実施概要

○目的：

第2次宮古島市総合計画の策定にあたって、市民の皆様の持つ幅広い意見を取り入れるための調査の一環として、市民アンケート調査を行いました。

○期間：平成28年6月16日～30日

○調査対象：市内に在住の18～80歳の市民3,000名

○調査対象者の抽出方法：地域別按分の上無作為抽出

○配布・回収方法：郵送法

○回収数（回収率）：511票（17.0%）

7 中高生将来イメージ提案募集の実施概要

○目的：

第2次宮古島市総合計画の策定にあたって、市民の皆様の持つ幅広い意見を取り入れるための調査の一環として、「中高生将来イメージ提案募集」と題した中学生・高校生のニーズ調査を行いました。

「第2次宮古島市総合計画」の基本構想の計画期間は10年ですが、10年後の平成38年度までに、現在の中学生、高校生は成人となり、宮古島のまちづくりの重要な担い手世代になります。そこで、現在の中学生、高校生が思い描く『10年後の宮古島の将来イメージと私ができること』を募集し、自身が思い描いた宮古島の将来イメージや、それを具体化するための「取組」、「自分自身が果たせる役割」などについて自由に書いていただき、「第2次宮古島市総合計画」策定に、将来のまちづくりの担い手候補である若い人たちのニーズを活かすことを目的としました。

○実施時期：平成28年6月3日～30日

○調査対象および回収数：

中学生については、各地区の中学校から1校（平良地区は、生徒数が多いため2校）を選び3年生を対象に、高校生については、市内のすべての高等学校の3年生を対象に、学校を通じて調査票を配布しました。

	学校名	回答した生徒数（クラス数）
中学生	宮古島市立北中学校	3年生 114名（4クラス）
	宮古島市立城辺中学校	3年生 19名（1クラス）
	宮古島市立上野中学校	3年生 28名（1クラス）
	宮古島市立下地中学校	3年生 32名（1クラス）
	宮古島市立伊良部中学校	3年生 24名（1クラス）
	合計	217名
高校生	宮古島市立宮古高等学校	3年生 265名（7クラス）
	宮古島市立伊良部高等学校	3年生 17名（1クラス）
	宮古島市立宮古工業高等学校	3年生 61名（3クラス）
	合計	343名
	総計	560名

8 用語解説

	用語	解説
【アルファベット】	ICT	コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術
	MICE	企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関、団体、学会等が行う国際会議（Conference）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント
	NPO	特定非営利活動を行うことを主目的として活動する団体
	Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLANに接続する技術
【あ行】	亜熱帯性気候	熱帯に次いで気温の高い地域
	一次医療	比較的軽症な方を対象とした医療
	温室効果ガス	大気圏にあり、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称
【か行】	緩効性肥料	水に溶けにくい成分を使用したものなど、効果がゆっくりあられ、長続きするように工夫された肥料
	求職と求人のミスマッチ	雇用に関する需要はあるが、それを満たすだけの人材がいないこと。主な要因として、（1）求人が多い業種と求職が多い業種の不一致、（2）企業が求める技術や技能と求職者の技術や技能の不一致、（3）労働条件、雇用形態の不一致などがあげられる。
	グローバル社会	国家や地域という境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間で結びつきが強くなることに伴う社会
	後期高齢者	75歳以上の高齢者
	合計特殊出生率	一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数
	コミュニティ・ソーシャルワーカー	生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結びつけたり、生活支援や公的支援制度の活用調整などを実施するスタッフ

	用語	解説
【さ行】	再生可能エネルギー	石油、石炭、天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギーと異なり、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することが認められるエネルギー
	自助・共助・公助	自助：自分で自分を助けること 共助：家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと 公助：行政による救助・支援
	情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。メディアなどから得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して加工したりして、結果を表現したりするための基礎的な知識や技能の集合
	循環型社会	廃棄物の発生抑制、循環資源としての再利用、適正処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
	水源涵養	森林が雨水等を地中に時間をかけて蓄積し、安定した水量を海、河川等に供給する機能
	スプロール化	都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと
【た行】	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制
	知識基盤社会	新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会
	道路改良率	改良済道路延長の全道路延長に対する比率
【な行】	認定こども園	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設
【は行】	バイスタンダー	現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことで、119番通報から救急車到着までの間に心肺蘇生法等の応急手当を適切に行う人
	バリアフリー化	生活や活動に不便な障害を取り除くことにより、高齢者・障がい者などが安心して暮らせる環境をつくること
	フィードバック	元々は、制御工学の用語。入力と出力のあるシステムで、出力された結果を入力側に戻して出力を制御する「帰還」を約す。結果を原因に反映させて調整すること

	用語	解説
【は行】	ふるさと納税制度	個人住民税制度の一つで、日本国内の任意の地方自治体に寄付することにより、寄付した額に応じて税額控除される納税制度
	保健休養	安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりすること
【ら行】	ライフライン	エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設などの生活に必須なインフラ整備のこと
	リーディング産業	国や地域の経済発展を主導していく中核的な産業
	6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み
【や行】	有効求人倍率	有効求職者数に対する有効求人数の比率
	有機質肥料	生物由来の資源（有機材料）を原料とする肥料
	遊休農用地	活用されないで放置してある農用地
	有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比較
【わ行】	ワーク・ライフ・バランス	家庭責任を果たしたり、健康維持、自己研修等のため、仕事と私生活の調和を整えること